

報道関係各位

件 名 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、全国的に高い感染レベルを更新し続けており、すべての都道府県で感染拡大が継続している状況です。埼玉県においては、7月に入り新規陽性者が急激に増加し、7月21日には1日の陽性者が初めて1万人を超え、その後も1万人を超える日が多く続いています。

本市においても、7月に入り陽性者数が急激に増加し、7月の新規陽性者数は、1,638人となり、ひと月としてはこれまでの最多陽性者数となりました。

また、埼玉県では、新型コロナウイルスのオミクロン株のB A.5系統を中心とする感染が急速に拡大したことに伴い、8月4日（木）から8月31日（水）までを期間とし、県全域を対象とした「B A.5対策強化宣言」を発出しました。この宣言では、外出の自粛などの行動制限は求めないものの、帰省や旅行等、県境をまたぐ移動は「三つの密の回避」を含め、基本的な感染防止対策（「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指衛生」等）を徹底するとともに移動先での感染リスクの高い行動を控える。飲食は、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにする。家庭内においては、室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いをを行うなどが求められており、「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく県民への要請となります。

本市においては、「B A.5対策強化宣言」の要請に基づき、感染防止対策に取り組むとともに、市民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、国や県と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めを掛けるため、引き続き全庁一丸となって取り組んでまいります。

つきましては、令和4年6月定例会に係る全員協議会以後の対応について、次のとおりご報告いたします。

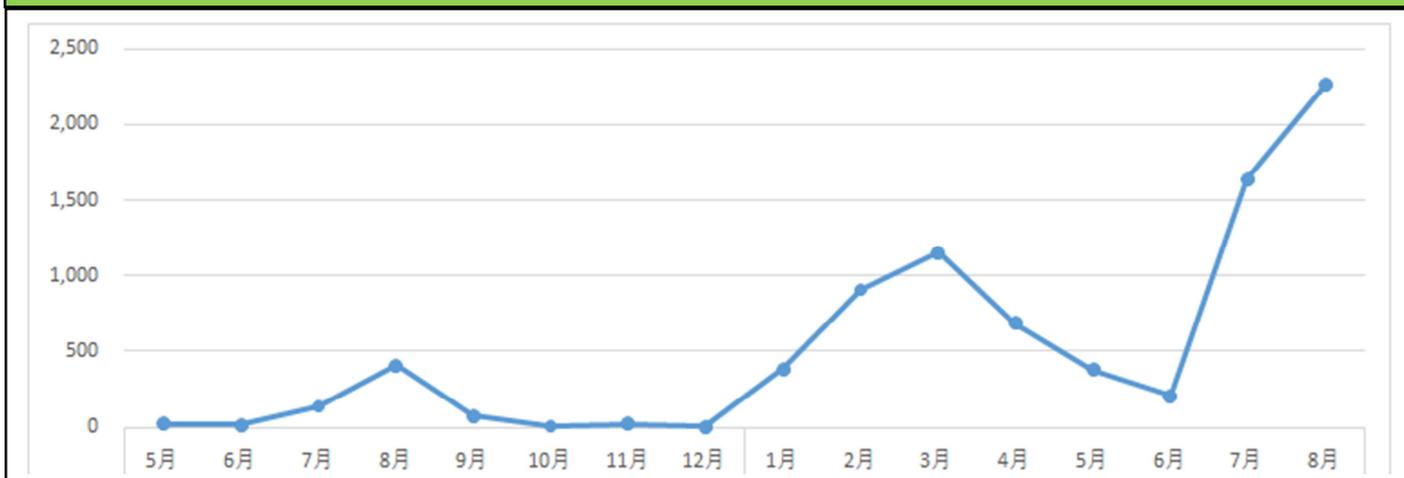
1 対策本部会議の開催

市対策本部会議は、令和4年6月定例会に係る全員協議会での報告後、感染防止対策としての書面開催を含め4回開催し、令和4年8月12日（金）までに令和2年2月の対策本部発足から合計で61回開催し、地方創生臨時交付金を活用し、第6次緊急経済対策として生活支援、事業者支援及び感染予防・拡大防止に伴う本市の対応等について協議決定してまいりました。

2 陽性者の状況

今年7月に入り、新型コロナウイルス感染症のいわゆる「第7波」が本市でも起こり、急速な感染拡大により連日多数の陽性者が報告されています。7月には3月の1,156人を上回る1,638人が報告され、20代から40代の増加の割合が顕著となっています。8月21日までの市内での累計陽性者数は8,595人となっています。

市内の新型コロナウイルス感染症陽性者の状況(令和3年5月～令和4年8月)

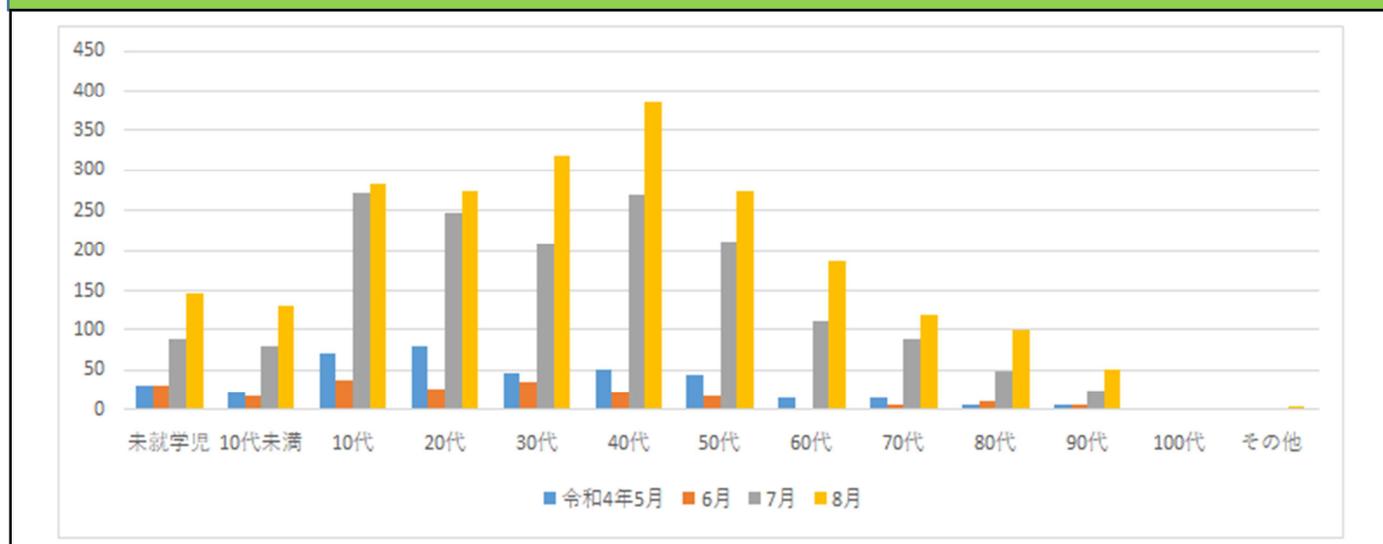


(単位：人)

令和3年								令和4年							
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
21	17	137	408	74	5	24	2	384	908	1,156	686	377	203	1,638	2,261
第4波				第5波				第6波				第7波			

【8月21日現在】

年代別陽性者の状況(令和4年5月～8月)



(単位：人)

	未就学児	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	その他	合計
令和4年5月	29	20	70	79	46	50	42	15	14	6	6	0	0	377
6月	29	17	37	26	35	21	17	1	5	9	6	0	0	203
7月	87	78	270	246	208	268	211	111	88	48	22	0	1	1,638
8月	146	129	281	273	318	385	273	185	119	99	50	1	2	2,261

【8月21日現在】

3 令和4年6月定例会に係る全員協議会報告以後の主な対応

(1) 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者に対する支援の状況について

本市における自宅療養者支援の実施状況を報告いたします。引き続き、埼玉県とも連携し、自宅療養者の方への支援を継続してまいります。

令和4年8月21日現在

	食料支援 (1人:3食×3日: 陽性者と同居家族分)	パルスオキシメーター (1世帯:1個)	酸素濃縮器
令和4年5月	382	203	0
6月	243	100	1
7月	1,428	975	1
8月	1,441	1,197	0

(2) 飯能市「抗原検査キットの無料配布事業」の実施について

ア 実施期間 令和4年8月15日(月)から令和4年8月31日(水)まで
(土・日曜日を含む)

イ 配布対象者

次のすべてを満たす方

(ア) 市内在住者

(イ) 50歳未満で発熱等症状がある方で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方又は同居の家族に陽性者のいる濃厚接触者

(ウ) ご自身で検体を採取することが可能な方

(エ) 検査結果をアンケートシステムにより県に報告していただける方
(キット受け取り後2日以内に報告)

ウ 配布実績 令和4年8月21日(日)現在216件

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

ア 令和4年8月21日現在、飯能市におけるワクチン接種状況

・接種済人数と接種率

	1回目	2回目	3回目	4回目
全体	65,881人	65,445人	53,235人	15,421人
	86.7%	86.1%	73.9%	
65歳以上 約25,000人	24,066人	23,973人	23,258人	14,073人
	96.3%	95.9%	93.0%	
18～64歳 約43,000人	38,107人	37,877人	28,678人	1,348人
	88.6%	88.1%	66.7%	
12～17歳 約4,000人	2,820人	2,779人	1,299人	対象外
	70.5%	69.5%	32.5%	
5～11歳 約4,000人	888人	816人	対象外	対象外
	22.2%	20.4%		

※ 接種率について▶各年齢の下記の人数を分母として算出しています。

「全体」人数の分母は、1・2回目接種を76,000人、3回目接種を72,000人としています。
4回目接種は、現時点で接種対象者が限られているため、接種人数のみ掲載しています。

イ 4回目接種の対象者拡大について

・対象者拡大の経緯

新規陽性者が急速な増加傾向にあることから、重症化リスクの高い方が多数集まる医療機関・高齢者施設等において従事者を通じた集団感染が生じ、重症者が発生することや、医療提供体制に影響が生じることが懸念されます。

このため、4回目接種の感染予防効果は限定的とのエビデンスに特段変わりはないものの、医療機関・高齢者施設・障害者施設等の従事者であって、60歳未満の方※に対する4回目接種を、予防接種法に基づく予防接種として令和4年7月22日位置付けられました。

※ 18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと認める方については、すでに4回目接種の対象となっています。

ウ 「オミクロン株対応ワクチン」について

・ 基本的な考え方

厚生労働省科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種に位置づける方向で検討を開始し、今年10月半ば以降に、初回接種（1・2回目接種）を終了した方を対象とした、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施することを想定して、準備を行うよう事務連絡がありました。

ワクチンの構成は、オミクロン株（B A.1型）と従来株に対応した2価ワクチンを決定し、接種の実施やその対象者、接種間隔等の接種方法については、今後得られるデータや諸外国の動向等を踏まえ、引き続き審議されます。

これを受け、本市では、オミクロン株対応ワクチン接種に備えて体制確保に努めて参ります。

・ 予算について

体制確保に必要な費用については、引き続き、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定です。

エ 「新型コロナウイルスワクチン」と「インフルエンザワクチン」との同時接種について

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンについては、知見の蓄積と諸外国の対応状況等を踏まえ、接種間隔の規定を廃止し、同時接種が認められました。

【旧規定】



【新规定】



オ 小児接種の「努力義務」について

・これまでの状況

新型コロナウイルス感染症のまん延の状況、有効性・安全性等に関する情報を踏まえて、5～11歳の小児へのワクチン接種に対する「努力義務」の適用について議論されてきました。

オミクロン株流行下でのエビデンスが不十分であることから、「努力義務」は適用せず、小児接種が令和4年2月21日に開始しました。

・令和4年8月時点の新型コロナウイルス感染症のまん延の状況

現在、オミクロン株の流行下において、小児の陽性者数は増加しており、陽性者数に占める小児の割合は高い水準にあります。全国では、新規陽性者全体のうち、10代以下の小児が約3割を占めています。

小児における重症例や死亡例の割合は、高齢者等に比べれば低いものの、陽性者の増加に伴って、重症者数は増加傾向にあります。

そのような中、小児におけるオミクロン株の感染状況や、オミクロン株に対するエビデンスとして、発症予防効果については中等度の有効性を、また、入院予防効果については接種後2か月間で約80%の有効性を有し、安全性に関する追加の情報が集積しています。

・小児（5～11歳）に対する公的関与の規定の適用について

8月8日厚生労働省科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、「努力義務」を適用することが適当との見解が示されました。

今後、分科会への諮問手続を経て、9月上旬より5～11歳の小児へのワクチンに対する「努力義務」を適用する予定です。



【 接種受付：集団接種会場 】



【 ワクチン充填：集団接種会場 】

カ 接種証明書の「コンビニ交付」について

・接種証明書におけるコンビニ交付導入の趣旨

ワクチン接種証明書については、昨年末にアプリのリリースなどのデジタル化を行いました。今後、接種証明書アプリでカバーできない国民の利便性向上に関する対応として、接種証明書のコンビニ交付を可能としました。

・対象事業者

- ①株式会社セブンイレブンジャパン
- ②株式会社セイコーマート
- ③株式会社ハセガワストア
- ④株式会社道南ラルズ
- ⑤株式会社タイエー

※ 今後順次、対象事業者が拡大するよう調整中

・開始期日

令和4年7月26日（火）

※ 株式会社セブンイレブンジャパンは、令和4年8月17日（水）

・利用時間と発行について

全国統一的に、毎日（土日祝日含む）午前6時30分～午後11時となります。

発行に当たっては、マイナンバーカードと接種証明書発行料（120円）が必要です。

また、海外用の接種証明書を取得するためには、令和4年7月21日以降に自治体窓口かアプリで海外用の接種証明書を取得する必要があります。

・運用その他

国が一括して新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（VRS）を改修し、その導入経費は国が負担します（市町村のシステム改修や導入経費負担は不要）。

令和4年度は運用経費を国が負担します。

市における条例策定、予算措置は不要。市は申請者から手数料を徴収せず、コンビニに生じる実費相当分120円を申請者がコンビニへ支払います。

令和5年度以降は、運用経費などの予算措置、条例策定、契約形態などの取扱変更が見込まれています。

(4) 令和4年度飯能市住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の状況について

ア 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業における給付金の支給対象者の範囲を広げるため、市独自で行う支給事業として、令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯当たり5万円の現金を支給します。

イ 内容

(ア) 支給対象者

次のaからdのすべてに該当する世帯の世帯主

- a 基準日（令和4年6月1日）に、本市に住民登録がある世帯であること。
- b 令和4年度住民税均等割のみ課税されている者で構成される世帯、又は令和4年度住民税均等割のみ課税されている者及び住民税非課税の者で構成される世帯であること。
- c 世帯員の全員が、住民税所得割が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと。
- d 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯ではないこと。

(イ) 支給額

1世帯当たり5万円

(ウ) 支給手続等

- a 本市が令和4年度住民税の課税情報を有する世帯（令和4年1月1日に本市に住民登録がある世帯）
 - (a) 支給対象世帯には、本市から確認書を送付します（約1,500世帯）。
 - (b) 支給対象世帯は、確認書の内容を確認の上、返送していただきます。
 - (c) 確認書の発送は、令和4年8月下旬を予定しています。
 - (d) 支給（口座振込）は、令和4年9月上旬からを予定しています。
- b 本市が令和4年度住民税の課税情報を有していない世帯（令和4年1月2日以降に本市に転入された世帯）

- (a) 令和4年度住民税納税通知書の写し又は令和4年度住民税課税・非課税証明書の写しを添付の上、申請書を提出していただきます。
- (b) 申請書は、ホームページからのダウンロード又は飯能市臨時特別給付金対策室、地域・生活福祉課、各地区行政センター、飯能市社会福祉協議会の窓口で配布します。
- (c) 申請の受付は、令和4年8月下旬からを予定しています。
- (d) 申請は、郵送または直接、本庁舎5階（501会議室）臨時特別給付金対策室に提出していただきます。
- (e) 支給（口座振込）は、令和4年9月上旬からを予定しています。

(エ) 確認書又は申請書の提出期限

令和4年10月31日

(5) 飯能市立小学校、中学校及び名栗幼稚園の教職員への検査の実施について

令和4年7月15日付で文部科学省初等中央教育局健康教育・食育課から事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」が発出され、感染が拡大している地域等においては、地域の実情に応じて、各自治体等の判断により、長期休業後における教職員を対象とした検査を行うことが示されました。

こうした中、埼玉県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が連日過去最多を更新するなど、県内の感染拡大に歯止めがかからない非常に厳しい状況にあり、埼玉県教育委員会では、学校現場における感染拡大防止を図るため、夏季休業明け前に、県立学校教職員（常勤・非常勤の別を問わず勤務している全ての職員）及び学校施設内等での業務に従事している委託事業者等の職員を対象に抗原定性検査キットを用いた自己採取による検査を実施することとしました。併せて、各市町村においても、地域の実情に応じ適切に対応するよう要請されたところです。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の状況が埼玉県と同水準にあることを鑑み、下記のとおり、埼玉県教育委員会と同様の対応を行うこととしましたので報告します。

ア 対象者（合計686人）

(ア) 飯能市立小学校、中学校及び名栗幼稚園に勤務する教職員（常勤・非常勤の別を問わず勤務している全ての職員）558人

(イ) 飯能市が委託しているAET（アシスタント・イングリッシュ・ティー

チャー) 7人

(ウ) 飯能市が委託している給食調理業務に従事している職員121人

(エ) ただし、検査日時点で、新型コロナウイルス感染症に係る出勤自粛中の者(自宅療養中の陽性者、自宅待機期間中の濃厚接触者)を除く。

イ 検査方法

(ア) 飯能市教育委員会が配布する抗原定性検査キットを使用して自己採取による検査

ウ 検査実施日

(ア) 飯能市立小学校、中学校及び名栗幼稚園に勤務する教職員については、2学期始業日の前日

(イ) 飯能市が委託しているAETについては、2学期の最初の授業日の前日

(ウ) 飯能市が委託している給食調理業務に従事している職員については、2学期の最初の給食提供日の前日

【問い合わせ先】

主な対応(1)(2) 担当者 防災危機管理室長 町田 博幸

連絡先 Tel042-973-2111(内621)

主な対応(3) 担当者 健康づくり支援課

新型コロナウイルスワクチン接種
対策室長 横川 尚子

連絡先 Tel042-978-5882

主な対応(4) 担当者 地域・生活福祉課長 竹井 伸次

連絡先 Tel042-973-2111(内160)

主な対応(5) 担当者 教育総務課長 大坂 美智子

連絡先 Tel042-973-2111(内730)

以上